

# 山口県報

平成24年  
11月30日  
(金曜日)

## 目次

○告示	保安林の指定(美祢市) (森林整備課).....	一
	道路の区域の変更(道路整備課).....	二
	道路の供用の開始(道路整備課).....	二
○公告	准看護師試験の実施(医務保険課).....	二
	大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(九件) (商政課).....	三
	契約の締結(水産振興課).....	五
○公安委公告	一般競争入札の実施.....	六



### 山口県告示第四百七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十四年十一月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

#### 一 保安林の所在場所

美祢市東厚保町山中字台一六六八、伊佐町伊佐字浴山一七三二の三、一七三三から一七三七まで、一七三九から一七四一まで、一七四四から一七四六まで

#### 二 指定の目的

### 水源の涵養

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
美祢市東厚保町山中字台一六六八・伊佐町伊佐字浴山一七三六・一七三九・一七四〇・一七四六(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

#### 一 保安林の所在場所

美祢市美東町真名字和田三二二、東厚保町川東字上ヶ原四七四、四九六の一、四九八、一一八五、一一八六

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

美祢市美東町真名字和田三二二・東厚保町川東字上ヶ原四七四・四九六の一・四九八・一一八六(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

**山口県告示第四百七十六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、平成二十四年十一月三十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

道路の種類 県道  
 路線名 岩国錦帯橋空港線  
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
岩国市旭町二丁目七〇二の六地先	最狭 二四・四八	最狭 一九・七八	一九・〇	道路改良工事の完了による。	

**山口県告示第四百七十七号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年十一月三十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
岩国錦帯橋空港線	岩国市旭町二丁目七〇二の六地先	平成二十四年十一月一日



**(五七五) 准看護師試験の実施**

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号。以下「法」という。）第十八条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施します。

平成二十四年十一月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 試験の日時  
平成二十五年二月十五日（金曜日）午後一時から午後三時三十分まで
- 二 試験の場所  
山口市吉田一六七七番地の一  
山口大学共通教育本館
- 三 受験資格  
法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。
- 四 受験願書の受付期間  
平成二十五年一月四日（金曜日）から同月十一日（金曜日）まで（郵送の場合は、一月十一日までの消印のあるものは、有効とする。）
- 五 受験願書の提出先  
山口市滝町一番一号（郵便番号七五三一八五〇一）
- 六 提出書類等  
（一） 受験願書  
（二） 受験資格証明書  
（三） 写真（縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。）
- 七 受験手数料  
六千九百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 八 合格者の発表等  
（一） 合格者の発表は、平成二十五年三月十三日（水曜日）とし、合格者の受験番号を

山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部医務保険課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

九 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口県健康福祉部医務保険課にすること。

(二) この試験についての問合せは、山口県健康福祉部医務保険課(電話〇八三一九三三二九二八)にすること。

(五七六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年六月五日山口県公告(二四九)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十一月三十日から平成二十五年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク防府店

所在地 防府市天神一丁目一〇番四二号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五七七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年六月五日山口県公告(二五〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十一月三十日から平成二十五年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 デオデオ下松店・アルク下松店

所在地 下松市大字西豊井一五五七

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五七八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年六月五日山口県公告(二五二)に係る大規模小売店舗について次のとおり平生町から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十一月三十日から平成二十五年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び平生町役場において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク平生店

所在地 熊毛郡平生町大字平生村字若浜二二六の四

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五七九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年六月五日山口県公告(二五六)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十一月三十日から平成二十五年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク防府店

所在地 防府市天神一丁目一〇番四二号  
二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(五八〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年六月五日山口県公告(二五七)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十一月三十日から平成二十五年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 デオデオ下松店・アルク下松店

所在地 下松市大字西豊井一五五七

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五八一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年六月五日山口県公告(二五九)に係る大規模小売店舗について次のとおり平生町から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十一月三十日から平成二十五年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び平生町役場において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク平生店

所在地 熊毛郡平生町大字平生村字若浜二二六の四

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五八二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年七月六日山口県公告(三〇一)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十一月三十日から平成二十五年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン安岡店

所在地 下関市梶栗町四丁目三番三三三号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイキOne下関

所在地 下関市東大和町二丁目二番二二二号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五八三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年七月六日山口県公告(三〇九)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十一月三十日から平成二十五年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業建設部商工労働観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 イオンタウン厚狭ショッピングセンター  
所在地 山陽小野田市大字厚狭一〇六一
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(五八四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年七月六日山口県公告(三二〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十一月三十日から平成二十五年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 ゆめタウン長府PART II  
所在地 下関市ゆめタウン二番一号
- 二 意見の概要  
騒音の発生に係る事項及び街並みづくりについて配慮を求める。

(五八五) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十四年十一月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
農林水産部水産振興課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量  
漁業取締船せきしよの中間検査業務(船体部) 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十四年十月二十四日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

サンセイ株式会社 大阪市淀川区西宮原一丁目六番二号

六 落札金額

三千百二十一万二千百円

七 入札公告日

平成二十四年九月十一日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 山本繁太郎

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

最低価格

一 事務を担当する課の名称及び所在地

農林水産部水産振興課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る特定役務の名称及び数量

漁業取締船せきしよの中間検査業務(機関部) 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十四年十月二十四日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

富永物産株式会社 東京都中央区日本橋本町三丁目六番二号

六 落札金額

二千四百六十七万五千円

七 入札公告日

平成二十四年九月十一日

八 その他

- (一) 契約担当者  
山口県知事 山本繁太郎
- (二) 調達方法  
購入等
- (三) 落札方式  
最低価格



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十四年十一月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 入札に付する事項
  - (一) 次に掲げる物品等の借入れ
  - (二) 物品等の名称及び数量
  - (三) 警察情報通信ネットワークシステム回線接続機器 一式
  - (四) 物品等の特質等
  - (五) 入札説明書及び仕様書による。
  - (六) 使用期間
  - (七) 平成二十五年三月一日から平成三十年二月二十八日までの間
  - (八) 使用場所
  - (九) 山口県警察本部警務部情報管理課ほか三十三箇所
- 二 入札参加資格
  - (一) 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
  - (二) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
  - (三) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十三年山口県告示第二百七十一号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成二十四年山口県告示第四十四号）に基づき資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成二十四年十一月三十日から平成二十五年一月十一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

- 三 契約条項を示す場所  
山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付  
山口県警察本部警務部情報管理課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
  - (一) 記載方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (二) 提出場所  
山口県警察本部警務部会計課
  - (三) 受領期限  
平成二十五年一月十日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、平成二十五年一月十一日午前十時）
- 六 入札を執行する場所及び日時
  - (一) 場所  
山口市滝町一番一号 山口県警察本部入札室
  - (二) 日時  
平成二十五年一月十一日午前十時
- 七 入札保証金  
免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第一百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者  
山口県知事 山本繁太郎
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否  
要
- (四) 契約保証金  
免除する。
- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
- (六) 詳細については、山口県警察本部警務部情報管理課(電話〇八三一九三三〇一  
一〇)に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- (2) Nature and quantity of the products to be leased: A Set of internetworking devices for the Police information-communication system
- (3) Use term: From March 1, 2013 to February 28, 2018
- (4) Use place: Information Management Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters and 33 other places
- (5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Information Management Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)
- (6) Time-limit for tender: 5: 15 P.M., January 10, 2013 (In case of bringing a tender

: 10:00 A.M., January 11, 2013)

平成二十四年十一月三十日印刷

発行人所

山口県知事庁